

改正案	現行
<p>（特別関係者で除外される者等）</p> <p>第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有（令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては第八条に規定する方法により株式に換算した数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 二 三 四</p>	<p>（特別関係者で除外される者等）</p> <p>第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有（令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては第八条に規定する方法により株式に換算した数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。</p> <p>一 内国会社のうち商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下この項において「改正法」という。）（附則第十五条第一項各号に掲げる会社の発行する株券等 改正法附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数の二十倍に相当する数</p> <p>二 内国会社のうち改正法附則第六条第一項に規定する会社（同条第三項各号に掲げる会社及び前号に規定する会社を除く。）の発行する株券等 五万円を額面株式一株の金額で除して得た数の二十倍に相当する数</p> <p>三 四 五 六</p>

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合(当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合(当該会社が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該

会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。()において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

(あん分比例の方式)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株引受権証書及び新株引受権証券にあつては当該新株引受権証書及び新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、轉換社債券にあつては券面額につき轉換により発行すべき株式の数とし、新株引受権付社債券にあつては券面額につき新株引受権の行使により発行すべき株式の数とする。

会社が商法第二百十條ノ二第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。()において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。)

(あん分比例の方式)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項において一株とは、商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第六条第一項の株式会社のうち、同法附則第十五条第一項の会社の株券にあつては同法附則第十六条に規定する一単位の株式の数とし、その他の株式会社(同法附則第六条第三項の株式会社を除く。)()の株券で券面額が五百円未満のものは千株、券面額が五百円以上のものは百株とし、新株引受権証書及び新株引受権証券にあつては当該新株引受権証書及び新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、轉換社債券にあつては券面額につき轉換により発行すべき株式の数とし、新株引受権付社債券にあつては券面額につき新株引受権の行使により発行すべき株式の数とする。